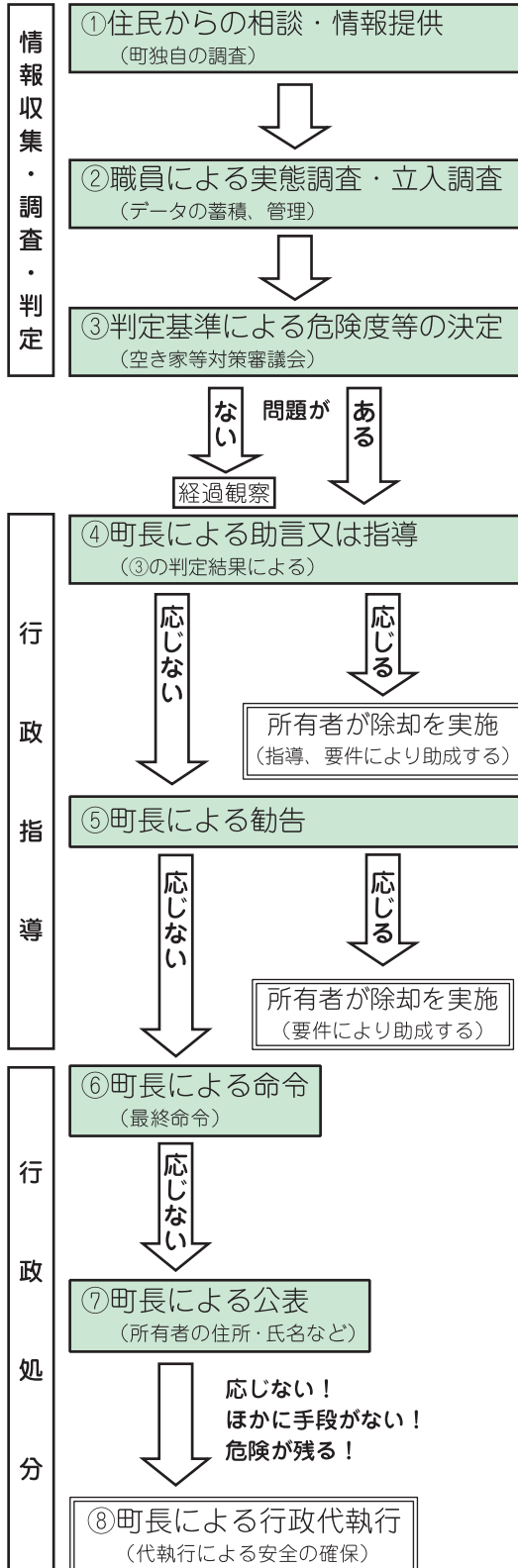


「空き家等適正管理に関する条例」が 7月1日に施行されました



問合せ 住民課住民活動グループ ☎76・2130

空き家等の危険排除フロー



町では、転出や死亡等で空き家が発生し、管理不全な家屋等が増加傾向にあります。空き家は、老朽化度合いや周辺環境により、防災、防犯、防火、生活環境、有害獣の営巣場所など多岐にわたる問題が発生します。中でも倒壊する恐れがある家屋等は、安全上著しく危険な状態であるため、直接人命に関わる重大な問題となります。

老朽空き家は、原則として所有者等が処理すべきものですが、処理できずに残されるものもあります。そのため、

町として住民の生命、身体、財産を守るために、危険な状態にある老朽空き家を、除却するよう促さなければなりません。所有者等に除却等適正管理を促すなど、当該問題解決のための実効性を確保するため、この条例が策定されました。

○所有者等とは
空き家等を所有し、占有し、または管理する者及び相続人、財産管理人等。

○管理不全な状態とは

- ・老朽化や積雪、台風等の自然災害により、倒壊や建築物材の飛散、剥落で生命、身体及び財産に害を及ぼす状態（危険）
- ・不特定者の侵入による犯罪や火災等が発生する恐れのある状態（防犯・防火）
- ・動植物または害虫が繁殖し、財産または周囲の生活環境に害を及ぼす状態（生活環境）

【条例の概要】
町は次の内容を実行できます

す。

- ・危険空き家の所有者等に対して、助言や行政指導、行政処分を行うことができる。
- ・危険空き家の除却経費を助成することができる。
- ・台風や大雪による危険な状態を回避するため所有者等の同意の上、緊急的措置として除去することができる。
- ・困難事例に対して、町が撤去などの対策を行い、それに要した費用を所有者に請求する行政代執行を行うことができる。

「うちエコ診断」してみませんか？

問合せ 住民課住民活動グループ ☎76・2130

■「うちエコ診断」って何？

あなたのご家庭に合った省エネ・節電対策を、具体的にご提案していく事業です。提案に沿った対策に取り組むことで、家計の節約にもつながります。



■どんなことをするの？

- うちエコ診断員と一緒に、次のことを行います。
- ①事前調査票に基づいて、あなたのご家庭での電気・燃料の消費量を計算し、ランキング形式でご家庭のエコロジー度が見られます。
 - ②家のどこの部分で電気・燃料を多く消費しているかを確認します。
 - ③ご家庭にあった光熱費の節約方法を一緒に考えていきます。

■難しくはないの？

うちエコ診断を受診するには、事前調査票にお答えいただく必要はありますが、調査票の内容は、ご家庭の光熱費や使っている家電製品の台数などを答えるだけの簡単なものです。

あとは診断員が、アンケート内容を専用の診断ソフトに入力し、診断を受けられる当日に会場にお越しいただくだけです。

■診断を受けた後は、何かしなければいけないの？

診断では、専用のソフトで光熱費の節約方法がどのくらい有効かが見えてきます。その節約方法を実行するかどうかは、あくまで各ご家庭の判断ですのでご心配ありません。



■診断実施までの流れ

①お申込み（7月31日水）
住民課窓口またはお電話でお申込みください。住民課住民活動グループ ☎76・2130

②事前調査票の記入・提出
ご家庭の光熱費などについてご記入いただけます。※お申込みの際に、ご案内いたします。

③うちエコ診断の受診
診断ソフトの結果を、診断員と一緒に見ながら、ご家庭に合った省エネを一緒に考えます。※受診される日時は、下記の日時の中からご希望ください。

④事後アンケートの提出
受診後、少し経ってから、家電の利用方法や生活スタイルに関して変化があったかどうかのアンケートをお送りしますのでご協力ください。

うちエコ診断inしんとつかわ

- 診断日 8月28日（水）または30日（金）のいずれか希望される日
- 診断会場 改善センター 1階研修室
- 時間帯 午前9時から午後5時までの間で、希望される時刻
- 診断時間 40分から50分間程度
- 診断料 無料
- 募集数 30件（多数の場合は、先着とさせていただきます。）
- 募集期間 7月10日（水）から7月31日（水）まで
- 申込み・問合せ 住民課住民活動グループ ☎76・2130